

科目名	債権総論	科目分類	■専門科目群 (第1グループ) □総合科目群 (第2グループ)
			法律学科 □必修 ■選択 国際観光学科 □必修 ■選択
英文表記	Civil Law (Claims and Obligations)	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年
ふりがな	かわぐち まこと	開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中
担当者名	川口 誠	修得単位	4単位
授業のテーマ	民法の債権法をマスターする ― その1 (債権に共通する性質や効力など)		
到達目標	債権総論の基礎的な内容、関連する判例・学説を理解し、公務員試験などの過去問が解ける。		
授業概要	民法の財産法分野のうち、債権法領域で、まず債権総論 (債権編 第1章総則) を学びます。債権の意義から目的 (種類)、効力 (とくに債務不履行と、責任財産の保全の手段)、移転 (譲渡など)、消滅といった、発生から消滅まで、および多数当事者の債権債務関係が範囲です。種々の債権に共通する事項が対象です。カリキュラム上は選択科目ですが、民法を学ぶということでは必修と言ってよいと思います。		
授業計画			
第1回	ガイダンス 債権の意義	第17回	詐害行為取消権1 意義・要件
第2回	債権法の内容1 債権法の範囲	第18回	詐害行為取消権2 行使・効果
第3回	再燃法の内容2 債権法の特徴	第19回	多数当事者の債権債務関係 概観
第4回	債権の目的 債権の種類1 特定物債権ほか	第20回	分割債権・債務 不可分債権・債務
第5回	債権の種類2 金銭債権ほか	第21回	連帯債務1 意義・要件
第6回	債権の種類3 選択債権ほか	第22回	連帯債務2 効力、不真正連帯債務
第7回	債権の実現 履行の強制	第23回	保証債務1 普通保証・連帯保証
第8回	債務不履行の基礎的事項	第24回	保証債務2 共同保証・継続保証ほか
第9回	債務不履行1 履行不能	第25回	債権譲渡1 意義・機能・対抗要件
第10回	債務不履行2 履行遅滞	第26回	債権譲渡2 効果ほか
第11回	債務不履行3 不完全履行	第27回	債務引受
第12回	損害賠償1 意義と共通原則	第28回	債権の消滅 弁済・代物弁済・供託
第13回	損害賠償2 理論的問題	第29回	相殺
第14回	受領遅滞	第30回	更改・免除・混同
第15回	責任財産の保全 債権者代位権1 意義・要件	第31回	定期試験
第16回	債権者代位権2 行使・効果		
授業時間外の学習	まずテキストの通読 (最後まで)。つぎに毎回の授業前に、前回部分を復習し (1.5 時間程度)、予定の部分に目を通しておくこと (1.5 時間程度)。法律関連職を希望する学生は、あわせて「民法判例百選」、「民法の争点」の該当、関連部分を学ぶことが理想。		
履修条件 受講のルール	1年で「民法入門」、民法総則を履修し、2年で物権法を履修していることが望ましい。		
テキスト	野村ほか著『民法Ⅲ ―債権総論』(有斐閣Sシリーズ)		
参考文献・資料	講義で適宜指摘します。またプリントも配布しますので、必ず受け取って復習に利用して下さい。		
成績評価の方法	期末試験 75%、小テスト・レポート 15%、授業参加・態度 10%で、総合的に判断。 出席回数が規定に満たない場合および授業料等が未納の場合は、試験を受験できません。		
オフィスアワー	毎週月曜・木曜 14:40~16:10。この他、研究室にいるときはいつでも声を掛けて下さい。		
成績評価の基準	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下) ※平成28年度以降の入学生		

学生への メッセージ	債権法は、契約や不法行為など、日常生活や社会生活上たいへん重要な分野です。就職（とくに公務員試験）でも大切ですが、社会に出てから役立つ分野ですので、しっかり学んで下さい。
---------------	---